



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*59 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課) ..... 1

### ○ 告示

1334	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課) ..... 14
1335	生活保護法による指定施術機関の廃止	( " ) ..... 14
1336	生活保護法による施術機関の指定	( " ) ..... 14
1337	肥料取締法による肥料の登録の失効	(果樹園芸課) ..... 15
1338	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	( " ) ..... 15
1339	肥料の名称の変更	( " ) ..... 15
1340	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課) ..... 16
1341	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課) ..... 16
1342	道路の区域変更	(道路保全課) ..... 16
1343	道路の供用開始	( " ) ..... 17
1344	"	( " ) ..... 17
1345	"	( " ) ..... 17
1346	"	( " ) ..... 17
1347	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) ..... 18
1348	一般競争入札による落札者の決定	(警察本部) ..... 19
1349	"	( " ) ..... 19
1350	"	( " ) ..... 20
1351	"	( " ) ..... 21

### ○ 警察本部告示

6 随意契約の相手方の決定 ..... 21

## 規 則

### 和歌山県規則第59号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「指定申請書」を「指定申請書等」に改め、同条第1項中「申請書」の次に「及び書類」を加え、「別記第47号様式」を「それぞれ別記第47号様式及び別記第47号様式の2」に改め、同条第2項中「第10条の2第1項」を「第10条の6第1項」に改め、「申請書」の次に「及び書類」を加え、「別記第48号様式」を「それぞれ別記第48号様式及び別記第48号様式の2」に改め、同条に次の2項を加える。

3 施行規則第10条の7の申出書の様式は、別記第48号様式の3とする。

4 施行規則第10条の8第1項の申請書及び書類の様式は、それぞれ別記第48号様式の4及び別記第48号様式

の5とする。

別記第18号様式(裏面)中「あて」を「宛て」に、「のなされる」を「がなされる」に改める。

別記第35号様式中「お問い合わせ」を「お問合せ」に改める。

別記第39号様式中「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

別記第47号様式を次のように改める。

別記第47号様式(第18条関係)

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書

下記の1及び2について、申請します。

- 1 生活保護法第49条に係る指定医療機関
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、生活保護法を準用する指定医療機関

名 称	(フリガナ)		医療機関コード*								
所 在 地	〒 - 電話番号( ) -										
開設者の氏名、生年月日及び住所 (法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地)	氏名(名称等) 生年月日 住所(所在地)	(フリガナ)									
		年 月 日									
		〒 -									
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏名	(フリガナ)						生年月日	年 月 日		
	住所	〒 -									
診 療 科 名											
病 床 数	一般	床 ( 床)		結核	床 ( 床)						
	療養	床 ( 床)		感染症	床 ( 床)						
	精神	床 ( 床)									
健康保険法による指定	有 ・ 指定申請中			有効期間	年 月 日から 年 月 日まで						
指定希望年月日	平成 年 月 日 指定										
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有 ・ 無	左欄の「有」に該当する場合は、開設者以外に診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師又は薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師又は薬剤師の氏名を記載してください。								氏 名	
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)										

平成 年 月 日

和歌山県知事 〒 - 住所

申請者(開設者) 電話番号( ) - 氏名

印

別記第47号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 47 号様式の 2 (第 18 条関係)

## 誓約書 (医療機関用)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない  
旨の誓約書

和歌山県知事 様

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しない  
ことを誓約します。

住 所

氏名又は名称

印

(誓約項目)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

## 1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな  
った日を経過しない。

## 2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるも  
のの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな  
くなった日を経過しない。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの

- 1 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和 22 年法律第 217 号)
- 3 栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号)
- 4 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号)
- 5 歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号)
- 6 保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号)
- 7 歯科衛生士法 (昭和 23 年法律第 204 号)
- 8 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)
- 9 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号)
- 11 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法 (昭和 40 年法律第 137 号)
- 16 柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法 (昭和 62 年法律第 61 号)
- 19 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法 (平成 9 年法律第 131 号)
- 21 言語聴覚士法 (平成 9 年法律第 132 号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号)
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)

## 3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開  
設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事

実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しない場合を含む。）。

4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から第8号までのいずれかに該当する。

別記第48号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、

「

管	理	者	
---	---	---	--

」を

「

管	理	者	(生年月日 年 月 日)
---	---	---	--------------

」に、

「氏名 印」を「氏名 印 (生年月日 年 月 日)」に改める。

別記第48号様式の次に次の4様式を加える。

別記第 48 号様式の 2 (第 18 条関係)

## 誓約書 (介護機関用)

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない旨の誓約書

和歌山県知事 様

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しないことを誓約します。

住 所  
氏名又は名称

印

(誓約項目)

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 2 号から第 9 号までの規定関係

## 1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

## 2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの

- 1 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和 22 年法律第 217 号)
- 3 栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号)
- 4 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号)
- 5 歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号)
- 6 保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号)
- 7 歯科衛生士法 (昭和 23 年法律第 204 号)
- 8 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)
- 9 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号)
- 11 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法 (昭和 40 年法律第 137 号)
- 16 柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法 (昭和 62 年法律第 61 号)
- 19 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法 (平成 9 年法律第 131 号)
- 21 言語聴覚士法 (平成 9 年法律第 132 号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号)
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)

## 3 第 2 項第 4 号関係



都道府県知事が当該指定の取消しの処分となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された介護機関の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しない場合を含む。）。

4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る介護機関の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る介護機関の管理者が第2号から第8号までのいずれかに該当する。

別記第 48 号様式の 3 (第 18 条関係)

## 申 出 書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・ 開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

・ 管理者の氏名及び住所

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

申出者 (開設者)

氏名

印

別記第 48 号様式の 4(第 18 条関係)

生活保護法等指定助産機関・施術機関指定申請書

次の 1、2 について指定を申請します。

- 1 生活保護法第 55 条に係る指定助産機関・施術機関
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により、生活保護法を準用する指定助産機関・施術機関

氏 名	(フリガナ)
生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒 - 電話番号( ) -
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	名 (フリガナ)
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	所在地 〒 - 電話番号( ) -
業 務 の 種 類	柔道整復      あん摩・マッサージ      はり・きゅう      助産
加 盟 団 体 等	1 あり (団体名 : )      2 なし

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

〒 -  
住 所  
申請者      電話番号( ) -  
氏 名      印

別記第 48 号様式の 5 (第 18 条関係)

## 誓約書 (助産機関・施術機関用)

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号 (第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。) に該当しない旨の誓約書

和歌山県知事 様

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号 (第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。) の規定に該当しないことを誓約します。

住所 (所在地)

氏 名

印

(誓約項目)

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号 (第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。) の規定関係

## 1 第 2 項第 2 号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者 (以下「申請者」という。) が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

## 2 第 2 項第 3 号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定 (※) により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの

- 1 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 (昭和 22 年法律第 217 号)
- 3 栄養士法 (昭和 22 年法律第 245 号)
- 4 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号)
- 5 歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号)
- 6 保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律第 203 号)
- 7 歯科衛生士法 (昭和 23 年法律第 204 号)
- 8 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)
- 9 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号)
- 11 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 薬事法 (昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法 (昭和 40 年法律第 137 号)
- 16 柔道整復師法 (昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法 (昭和 62 年法律第 61 号)
- 19 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法 (平成 9 年法律第 131 号)
- 21 言語聴覚士法 (平成 9 年法律第 132 号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号)
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)

## 3 第 2 項第 4 号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない。

## 4 第 2 項第 5 号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しない。

## 5 第 2 項第 6 号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しない。

## 6 第 2 項第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした。

別記第49号様式から別記第53号様式までの規定及び別記第58号様式中「中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 告 示

### 和歌山県告示第1334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南薬 38-23	オードラッグスーパーセンター海南薬局	海南市築地1-1	平成 26. 8. 31
御医 64-10	曾根クリニック	御坊市湯川町小松原536-8	平成 26. 9. 30

### 和歌山県告示第1335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
御あ 12-13	阪本祐子	サクラマッサージ（あん摩・マッサージ） 御坊市御坊26-2-15	平成 26. 7. 1
岩柔 6-19	川本憲美	川本接骨院（柔道整復） 岩出市清水440-7	平成 26. 8. 31

### 和歌山県告示第1336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年10月28日

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
橋は新 4-26	松岡優仁	坂口整骨院(はり・きゅう) 橋本市御幸辻539	平成 26.7.1
有市は新 2-26	嶋田拓生	アリタ総合治療株式会社(はり・きゅう) 有田市宮崎町2496-41	平成 26.7.1
伊は新 4-26	堀田知多子	堀田治療所(はり・きゅう) 伊都郡高野町高野山270	平成 26.7.1
御あ新 1-26	阪本祐子	サクラマッサージ(あん摩・マッサージ) 御坊市湯川町丸山38-8	平成 26.7.1
岩柔新 1-26	川本太一	川本接骨院(柔道整復) 岩出市清水440-7	平成 26.9.2
岩柔新 2-26	川本憲美	岩出市清水440-6(柔道整復)	平成 26.9.2

## 和歌山県告示第1337号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	失効した 年 月 日
和歌山県 第778号	混合有機質肥料	スーパーグリーン ンEM	窒素全量2.5 りん酸全量6.5	公定規格のと おり	長瀧隆治 日高郡みなべ町清川239 番地	平成 26.10.17

## 和歌山県告示第1338号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	有効期限
和歌山県 第779号	副産植物質肥料	副産植物質肥料 432号	窒素全量4.0 りん酸全量3.0 加里全量2.0	該当なし	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後 町四丁目3番4号	平成 32.10.31

## 和歌山県告示第1339号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第4項の規定により、肥料の名称の変更について次のとおり届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	業者の名称	変更前	変更後	変 更 年 月 日
和歌山県 第787号	加工家きんふん肥料	日東化工サービス株式会社	有機ぐんぐん	豊作宣言	平成 26.9.18

和歌山県告示第1340号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成26年10月20日に認可した。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第1号	海南市下津町方字馬瀬2033-2外4筆

和歌山県告示第1341号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1342号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村東字寺野原506番1地先から同市龍神村殿原字宮ノ尾1286番2地先まで	新	4.60 ∩ 30.50	5,646.10	県道龍神十津川線との重用延長5,646.10メートルを含む。 桂橋 L=15.70 中南谷橋 L=14.40 無名橋 L=6.10



甲高橋	L=22.00
明神橋	L=20.20

**和歌山県告示第1343号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市龍神村東字寺野原506番1地先から同市龍神村殿原字宮ノ尾1286番2地先まで

供用開始の期日 平成26年10月28日

**和歌山県告示第1344号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市六十谷字宮ノ前236番4地先から同市六十谷字有高219番1地先まで

供用開始の期日 平成26年10月28日

**和歌山県告示第1345号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市六十谷字中沼22番7地先から同市園部字二丁田1429番1地先まで

供用開始の期日 平成26年10月28日

**和歌山県告示第1346号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

る。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市園部字南部892番1地先から同市善明寺字鶴目田284番3地先まで

供用開始の期日 平成26年10月28日

### 和歌山県告示第1347号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

梅本川右支溪（1-302-1-047-1）、梅本川右支溪（1-302-1-047-2）、梅本川右支溪（1-302-1-047-3）、梅本川右支溪（1-302-2-046-1）、梅本川右支溪（1-302-2-046-2）、梅本川右支溪（1-302-2-047）、梅本川右支溪（1-302-2-048）、梅本川右支溪（1-302-2-049-1）、梅本川右支溪（1-302-2-049-2）、梅本川右支溪（1-302-2-049-3）、馬場奥谷（1-302-2-052-1）、馬場奥谷（1-302-2-052-2）、馬場奥谷（1-302-2-052-3）、馬場奥谷（1-302-2-052-4）、梅本川右支溪（1-302-2-053）、梅本川左支溪（1-302-1-052）、梅本川左支溪（1-302-1-053-1）、梅本川左支溪（1-302-1-053-2）、梅本川左支溪（1-302-1-054）、梅本川右支溪（1-302-1-045）、梅本川右支溪（1-302-2-051）、梅本川左支溪（1-302-1-055）、梅本川左支溪（1-302-1-056）、梅本川左支溪（1-302-2-060）、梅本川左支溪（1-302-2-062）、梅本川右支溪（1-302-1-046）、福井（7）（Ⅰ-3558）、福井（8）（Ⅰ-3559）、檜山（Ⅰ-522）、有本（Ⅰ-524）、芝土（Ⅰ-525）、志野々平（Ⅰ-526）、上津呂（Ⅰ-527）、福井（201）（Ⅱ-2396）、福井（202）（Ⅱ-2468）、福井（203）（Ⅱ-2469）、福井（204）（Ⅱ-2470）、福井（205）（Ⅱ-2471）、福井（206）（Ⅱ-2472）、福井（207）（Ⅱ-2473）、福井（208）（Ⅱ-2474）、福井（209）（Ⅱ-2475）、福井（210）（Ⅱ-2476）、福井（211）（Ⅱ-2518）、福井（212）（Ⅱ-2519）、福井（213）（Ⅱ-2520）、福井（214）（Ⅱ-2521）、福井（215）（Ⅱ-2784）、福井（301）（Ⅲ-1372）、福井（302）（Ⅲ-1373）、福井（303）（Ⅲ-1374）、福井（304）（Ⅲ-1375）、福井（305）（Ⅲ-1376）、福井（306）（Ⅲ-1377）、福井（307）（Ⅲ-1378）、福井（308）（Ⅲ-1379）、福井（216）（Ⅱ-90076）、福井（217）（Ⅱ-90077）

##### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 土砂災害警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

梅本川右支溪(1-302-2-050)、梅本川左支溪(1-302-2-063)、梅本川左支溪(1-302-2-061)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 和歌山県告示第1348号

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察汎用コンピュータ賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成26年8月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社JECC

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

273,533,760円(うち消費税及び地方消費税の額20,261,760円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成26年7月1日

#### 和歌山県告示第1349号

運転者管理業務端末賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

運転者管理業務端末賃貸借業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成26年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社JECC  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
57,529,440円(うち消費税及び地方消費税の額4,261,440円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年7月1日

**和歌山県告示第1350号**

警察情報管理ネットワークシステムの構築及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
警察情報管理ネットワークシステムの構築及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成26年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
警察情報管理ネットワークシステムの構築及び賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム  
代表者  
東京都港区港南二丁目15番3号  
NECキャピタルソリューション株式会社  
(代理人)  
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号  
NECキャピタルソリューション株式会社 関西支店  
構成員  
東京都港区芝五丁目7番1号  
日本電気株式会社  
(代理人)  
和歌山県和歌山市六番丁5  
日本電気株式会社 和歌山支店
- 5 落札金額

63,490,176円(うち消費税及び地方消費税の額4,702,976円)

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年7月4日

#### 和歌山県告示第1351号

業務システム実行基盤整備及び貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
業務システム実行基盤整備及び貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成26年9月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
業務システム実行基盤整備及び貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム  
代表者  
東京都港区港南二丁目15番3号  
NECキャピタルソリューション株式会社  
(代理人)  
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号  
NECキャピタルソリューション株式会社 関西支店  
構成員  
東京都港区芝五丁目7番1号  
日本電気株式会社  
(代理人)  
和歌山県和歌山市六番丁5  
日本電気株式会社 和歌山支店
- 5 落札金額  
30,899,988円(うち消費税及び地方消費税の額2,288,888円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年7月25日

#### 警察本部告示

##### 和歌山県警察本部告示第6号

和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方

公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察捜査支援システム増強及び貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年9月5日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース・富士通コンソーシアム

代表者

東京都千代田区神田練塀町3番地

富士通リース株式会社

（代理人）

大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号

富士通リース株式会社 関西支店

構成員

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

富士通株式会社

（代理人）

和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号

富士通株式会社 和歌山支店

5 随意契約に係る契約金額

142,963,619円（うち消費税及び地方消費税の額10,589,897円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。